

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	農業保険法	法令番号	昭和 22 年法律第 185 号	
手続名	役員改選命令違反による役員解任処分	根拠条項	第 212 条第 2 項	
処分基準	<p>農業保険法第 212 条第 2 項の規定による解任命令については、知事は、同条第 1 項の規定に基づく農業共済組合の役員の全部又は一部の改選命令をした場合において、当該農業共済組合がこの命令に違反して指定期間内に役員改選手続を開始せず、又は開始しても完了しなかったときは、その違反の程度、解任命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、当該農業共済組合の役員を解任するか否かを判断することとする。</p>			
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 生産者支援課	交付機関 生産者支援課